

APU執行委員会NEWS

2023年 8月

組合活動における経費精算が変わりました

49期で行った組合規約の改正により、50期(8月1日～)から組合活動費や交通費に関する規約(会計精算処理要領)が大幅に変更されています。8月1日以降の組合活動に関して経費精算をされる際は、新しい組合規約をよく読んでいただき、これまでの経費精算と混同しないよう十分にご注意下さい。以下に経費精算に関する主な変更点をまとめました。なお、49期(7月31日まで)の経費精算に関しては、旧規約に従って精算をお願いします。

☞ 精算書が新しくなっています

下の方に「23-08」と書かれた精算書を使用して下さい。自家用車の精算をされる方は「交通費精算書(自家用車)」を使用して下さい。

☞ 自家用車による交通費が新設されました

ガソリン代 : 105円/5km

自宅～羽田空港の距離はCISで申請している距離を精算書に記入して下さい。支給されるのは5km単位で切り上げた距離で計算されるガソリン代です(会社の10km単位とは違います)。APU HPの計算機能をご活用下さい

高速代 : 実費(上限額:片道2,200円)

駐車場代 : 実費(空港駐車場が満車時は近くの駐車場からT2への電車賃を実費支給)

※高速代および駐車場代は証票の提出が必要です

※駐車場代は組合業務に従事した日を対象に、1日あたり居住地の空港駐車場の24時間使用料の額を上限として実費を支給することを原則とし、それを超える場合は執行委員会の承認が必要です

※災害補償は執行委員および専従職員のみになります

※**交通費精算書(自家用車)を使用する際は、精算書の交通費と二重請求しないようにご注意下さい**

☞ 各委員長や渉外担当者の業務費アが変更されました

専門委員長、投票管理委員長、友好労働団体役員、FRM主担当者及びPSP主担当者については、一日あたり6,800円になります。

☞ 休日手当が変動制になりました

1暦月内において、組合活動に使用した休日の数によって手当が変動します。

使用した休日が1日の場合 : 5,000円(今までと変更なし)

使用した休日が2日以上の場合 : 1日目に5,000円、2日目に10,000円、3日目以降は1日あたり20,000円を支給する(例:1暦月内で2日の休日を組合活動にあてた場合は計15,000円の支給、1暦月内で4日の休日を組合活動にあてた場合は計55,000円の支給)

※**1暦月内で使用した休日数が分かるように、精算の際は、できるだけ月単位での精算書の提出をお願いします**

🔑 **国内宿泊費が変更されました**

国内の宿泊費アおよびイの上限が、原則15,000円になります。

🔑 **海外出張日当が変更されました**

出張費イ海外出張日当は一離日あたり50US\$になります。

🔑 **食事手当が変更されました**

7～8時、12～13時の間に30分以上組合業務がかかる場合は、一食1,300円、18～19時の間に30分以上組合業務がかかる場合は一食2,000円が支給されます。

🔑 **テレワーク手当が新設されました**

テレワーク業務(在宅業務、サテライトオフィス業務及びモバイル業務をいう)による組合業務を行った場合は、1日あたり200円が支給されます。



ホームページに「経費精算」を新設しました！！

各精算書のダウンロードや、会計処理要領の参照、自家用車通勤の際のガソリン代計算ができます。ぜひご活用ください！

<https://www.apu-anapilotunion.com/>

APU LINE 公式アカウント

APUのLINE公式アカウントからAPUのホームページや
教室に簡単にアクセスできます。お友達登録のうえご活用
ください！

※教室発行のお知らせ配信は月に1～2回程度です

